

# 宮城県公報

行 発  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	一
○昭和六十三年宮城県告示第千四百十四号(青少年健全育成条例に基づく団体の指定)の一部改正	(青少年課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	二
○土地区画整理組合の定款変更の認可	(都市計画課)	二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	三
○土地改良区役員の退任の届出	(東部地方振興事務所)	四
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(情報システム課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		六
人事委員会		
○人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則		六
雑 報		
○仙台松島道路の変更(第一期工事)		六

## 告 示

○宮城県告示第千九十三号  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。  
 平成二十年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 しばた子育て支援ゆるりん

一 代表者の氏名

児玉 芳江

二 主たる事務所の所在地

柴田郡柴田町船岡新栄二丁目十六番地二十七

三 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の家庭に対して、子育て支援に関する、母親の社会参加支援や、地域の子育て環境の向上を図り、子ども達の健全育成に寄与することを目的とする。また、子どもにかかわる大人への支援などに配慮した形で、母親の社会参加や、地域全体での社会発展のための活動をおこなう。

四 申請のあった年月日

平成二十年十一月二十日

○宮城県告示第千九十四号

昭和六十三年宮城県告示第千四百十四号(青少年健全育成条例に基づく団体の指定)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月九日から施行する。

平成二十年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中、「中央区日本橋本町一丁目三番二号共同ビル五階」を、「中野区中央五丁目四番二十二号」HV中野ビル七階」に改める。  
 ○宮城県告示第千九十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限

仙台北部整形外科  
 仙台市泉区大沢二丁目三  
 四  
 平成二十年十二月一  
 日  
 平成二十三年十一月  
 三十日

○宮城県告示第九十六号  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ  
 ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
 平成二十年十二月九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サ ビスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九〇〇一一一	和泉介護サービス 多賀城市高橋四丁目 十番十二号	居宅介護 重度訪問介 行動援護	株式会社和泉 介護サービス	平成二十年 十二月一日

○宮城県告示第九十七号  
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査  
 した結果、気仙沼、唐桑、北上町十三浜、河北町大川、牡鹿町寄磯、前網、鮫浦、谷川、牡鹿町泊浜、  
 表浜、石巻市東部、石巻市万石浦渡波、石巻市万石浦渡波、石巻市、矢本町、宮戸、宮戸西部、大塩  
 釜、大塩釜、大塩釜、塩釜市浦戸及び閉上加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定に  
 よる同意があつたものと認める。  
 平成二十年十二月九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九十八号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消  
 した。  
 平成二十年十二月九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日  
 平成二十年十二月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 可 番 業 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日

株式会社平井電 平井 貢	仙台市青葉区大町二 丁目七、十八	特、十八百二 十二号	全部廃業 特定建設業 電気工事業	平成二十年 十一月十二日
株式会社若松建 松浦 茂	仙台市太白区向山四 丁目九、三	特、十九百八 十五号	一部廃業 特定建設業 建築工事業 大工工事業	平成二十年 十一月七日
有限会社新栄イ ンテリア 新藤 茂	仙台市泉区長命ヶ丘二 丁目十四、四	般、十六百三 十六号	一部廃業 建築工事業 大工工事業	平成二十年 十一月十三日
有限会社村上興 村上 三男	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜 字謡三十四、二	般、十八百五 十三号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 管工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十年 十一月十三日
株式会社水口二 ツク 小島 隆	仙台市泉区小角字窪上 三十四	般、十九百二 十七号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 十一月十二日
丸興産業株式会 社 小野寺 靖	石巻市鹿又字欠山五十 一	般、十五百三 十五号	一部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十年 十一月五日
有限会社豊建興 佐々木 義郎	登米市豊里町白鳥四十 八	般、十八百三 十四号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十年 十一月十一日
産電商事株式会 社 岸 實	仙台市青葉区堤通雨宮 町二、三十	般、十七百五 十九号	全部廃業 一般建設業 管工事業 機械器具設置工事業	平成二十年 十一月四日
ナイスホーム仙 台 荒 恒雄	仙台市宮城野区蒲生字 屋敷十九、五	般、十九百六 十七号	全部廃業 一般建設業 大工工事業 タイル・れんが、 ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十年 十一月十日
株式会社アーバ ンビル仙台 吉田 辰男	仙台市若林区新寺五丁 目八、二十八	般、十八百七 十八号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 十一月十二日

三 許可取消しの原因  
 建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当  
 ○宮城県告示第九十九号  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整

理組合の定款の変更について認可した。

平成二十年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市中央二丁目五番二十一号

三 設立認可の年月日

平成二十年八月十五日

四 変更の内容

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

(追加) 第十一章 業務代行

第五十九条の二 この組合の業務は、総会に諮り、業務代行に付することができる。

二 理事は業務を委託に付する場合においては、あらかじめ総会の同意を得て定める業務代行規程によるものとする。

五 変更認可の年月日

平成二十年十二月三日

○宮城県告示第千百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大河原町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大河原都市計画下水道事業

2 名称

大河原町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年二月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第千百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十年十二月九日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 齋 藤 俊 夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年十一月十九日	大崎 勝治	黒川郡大和町鶴巣大平字切払一番三七番地の二	理事
平成二十年十一月十九日	高橋 俊一	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字岸五十四番地	理事
平成二十年十一月十九日	佐藤 徳郎	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場十一番地	理事
平成二十年十一月十九日	大畑 洋一	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字塚五十二番地	理事
平成二十年十一月十九日	大和田 清一	黒川郡大和町落合三ヶ内字山畑百七十九番地の一	理事
平成二十年十一月十九日	文屋 儀一	黒川郡大和町落合相川字塚越三十六番地の三	理事
平成二十年十一月十九日	小畑 信一郎	黒川郡大和町落合松和字万五郎二番十八番地の一	理事
平成二十年十一月十九日	千坂 正行	黒川郡大和町落合松和字八幡堂四十四番地	理事
平成二十年十一月十九日	千葉 栄一	黒川郡大和町落合報恩寺字上ノ山二十六番地	理事
平成二十年十一月十九日	桜井 幹夫	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字一本柳九十七番地	理事
平成二十年十一月十九日	横橋 栄一	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前三十二番地の九	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年十一月十八日	大和田 清一	黒川郡大和町落合三ヶ内字山畑百七十九番地の一	理事
平成二十年十一月十八日	高橋 好雄	黒川郡大和町鶴巣下草字迫四十二番地	理事
平成二十年十一月十八日	大崎 勝治	黒川郡大和町鶴巣大平字切払一番三七番地の二	理事
平成二十年十一月十八日	文屋 勇一	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字半福寺五十八番地	理事
平成二十年十一月十八日	高橋 俊一	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字岸五十四番地	理事
平成二十年十一月十八日	高平 傳雄	黒川郡大和町落合相川字馬場百八番地	理事
平成二十年十一月十八日	江本 光彌	黒川郡大和町落合松坂字蛭川三十二番地	理事
平成二十年十一月十八日	小畑 信一郎	黒川郡大和町落合松和字万五郎一番十八番地の一	理事
平成二十年十一月十八日	千坂 正行	黒川郡大和町落合松和字八幡堂四十四番地	理事
平成二十年十一月十八日	桜井 幹夫	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字一本柳九十七番地	監事
平成二十年十一月十八日	文屋 儀一	黒川郡大和町落合相川字塚越三十六番地の三	監事

○宮城県告示第千二百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 和 泉 長 衛

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年十一月二十六日	松田 信男	石巻市北村字金草沢二十四番地十二	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 みやぎハイパーウェブ通信機器等賃貸借、保守業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 賃貸借期間 平成二十一年二月一日から平成二十六年一月三十一日まで
- 4 納入場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

三 物品調達に係る競争入札参加資格申請場所

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十年十二月十八日（木）正午までに申請すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部情報システム課 ネットワーク管理班（担当 菅原 充 電話〇二二・二二一・二四七五）

2 入札説明書の交付期限

平成二十年十二月十八日（木）正午まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十年十二月二十四日（水）午後五時まで

(二) 場所 1 に同じ

(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年十二月二十五日（木）午後二時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎六階企画部会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求

められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Item (s) / Service (s) Required : Lease and maintenance of telecommunications equipment for Miyagi Hyper Web (one set)
- 2 Duration of Contract : February 1, 2009 to January 31, 2014
- 3 Place of Delivery : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai and other locations
- 4 Deadline to Submit Bid : December 24, 2008, 5 p.m.
- 5 Place and Time of Bid Selection : December 25, 2008, 2 p.m., Miyagi Prefectural Office building, 6<sup>th</sup> Floor, Policy Planning Department Meeting Room
- 6 Contact Person : Mitsuru Sugawara, Network Maintenance Section, Information System Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2475

○都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 宮城郡松島町幡谷字地蔵二番七  
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 宮城郡松島町初原字向田八番地の十三

里見 經行

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。  
平成二十年十二月九日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十年十二月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 職員的人事について

2 平成二十二年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二・二二一・三六一一)

### 人事委員会

人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月九日

宮城県人事委員会

○人事委員会規則十二・一・十

人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年宮城県条例第六十三号)に基づき、人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

株式会社仙台港貿易促進センター

仙台市

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

平成二十年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十二条第一項の規定により、仙台松島道路の変更(第二期工事)について、次のとおり公告する。

平成二十年十二月九日

宮城県道路公社

理事長 佐 伯 光 時

記

一 路線名 県道仙台松島線

二 工事の区間 宮城郡利府町春日から宮城郡松島町根廻まで

三 工事の種類 改築

四 工事開始の日 平成二十年十二月九日